

災 害 救 助 法 の 概 要

○「災害救助法」（昭和22年10月18日法律第 118号）

1 目 的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること。

2 実施体制

災害救助法による救助は、都道府県知事が行い（法定受託事務）、市町村長がこれを補助する。

なお、必要な場合は、救助の実施に関する事務の一部を市町村長が行うこととすることができる。

3 適用基準

災害救助法による救助は、災害により市町村の人口に応じた一定数以上の住家の滅失がある場合等（例 人口5,000人未満 住家全壊30世帯以上）に行う。

4 救助の種類、程度、方法及び期間

(1)救助の種類

- | | |
|-----------------|-----------------------|
| ① 避難所、応急仮設住宅の設置 | ⑥ 住宅の応急修理 |
| ② 食品、飲料水の給与 | ⑦ 学用品の給与 |
| ③ 被服、寝具等の給与 | ⑧ 埋 葬 |
| ④ 医療、助産 | ⑨ 死体の搜索及び処理 |
| ⑤ 被災者の救出 | ⑩ 住居又はその周辺の土石等の障害物の除去 |

(2)救助の程度、方法及び期間

厚生労働大臣が定める基準に従って、都道府県知事が定めるところにより現物で行なう。

5 強制権の発動

災害に際し、迅速な救助の実施を図るため、必要な物資の収容、施設の管理、医療、土木工事等の関係者に対する従事命令等の強制権が確保されている。

6 経費の支弁及び国庫負担

(1)都道府県の支弁：救助に要する費用は、都道府県が支弁

(2)国 庫 負 担：(1)により費用が100万円以上となる場合、その額の都道府県の普通税収入見込額の割合に応じ、次により負担

ア 普通税収入見込額の 2/100以下の部分	—————	50/100
イ 普通税収入見込額の 2/100をこえ 4/100以下の部分	—	80/100
ウ 普通税収入見込額の 4/100をこえる部分	—————	90/100

7 災害救助基金について

(1)積立義務（災害救助法第37条）

過去3年間における都道府県普通税収入額決算額の平均年額の5/1000相当額（最少額 500万円）を積み立てる義務が課せられている。

(2)運 用

災害救助法による救助に要する給与品の事前購入により備蓄物資とすることができる。

平成22年度災害救助基準(抜粋)

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
災害にかかった住宅の応急修理	<ol style="list-style-type: none"> 1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者 	<p>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分</p> <p>1世帯当り 520,000円以内</p>	<p><u>災害発生の日から1ヶ月以内</u></p>	-
応急仮設住宅の供与	<p>住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 規格 1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額 1戸あたり2,387,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別に定めるところによる) 	<p><u>災害発生の日から20日以内着工</u></p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 平均1戸当たり29.7㎡、2,387,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 供与期間 最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。

この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を受けた上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

災害救助法と被災者生活再建支援法

項目	災害救助法(応急修理)	被災者生活再建支援法
災害の範囲	災害（自然災害に加えて、大規模な火事、爆発その他放射性物質の大量放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等を含む）にかかった者	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者
目的	応急的に、必要な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図ること（災害救助法第1条）	生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資すること（被災者生活再建支援法第1条）
事務の性格	法定受託事務	自治事務
実施主体	都道府県（市町村への委任も可）	都道府県（支給事務は都道府県会館に委託）
財源	都道府県	被災者生活再建支援基金（都道府県会館） 47都道府県が拠出（均等割20%、世帯数割80%）
国庫補助率	当該都道府県の普通税収入見込額の ・2/100以下の部分 50 / 100 ・2/100を超え4/100以下の部分 80 / 100 ・4/100を超える部分 90 / 100	1 / 2
給付の方法	現物給付（地方公共団体が修理業者と契約等）	現金給付
申請等期限	災害発生日から1ヶ月以内に工事完了 厚生労働大臣との協議により延長可	基礎支援金 災害発生日から13ヶ月以内に申請 加算支援金 災害発生日から37ヶ月以内に申請 いずれも支援法人の判断により延長可
対象世帯	半壊（大規模半壊を含む） ・全壊についても応急修理により居住可能な場合には対象 ・半壊世帯（大規模半壊を除く）は年収・年齢要件あり	全壊、大規模半壊、半壊等解体、長期避難
対象経費	日常生活に不可欠の部分の一時的な修理のみ（原状復旧ではない）	用途の制限なし（渡し切り方式）
支給(基準)額	52万円（平成22年度基準額）	100万円（加算支援金・補修）
仮設住宅への入居	応急修理制度の活用により、当面の住居は確保できることから、仮設住宅の入居対象とならない	制限なし
借家の取扱い	住宅の所有者が修理を行わない場合、居住世帯が応急修理制度の利用可	居住世帯が基礎支援金の対象。補修については加算支援金の対象外